

公立大学法人山梨県立大学事務決裁規程

(平成22年4月1日制定 法人第4201号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）における事務の円滑かつ適正な執行を確保するため、事務の決裁に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 事案について、最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決 事案について、この規程に定めるところにより、理事長又は学長に代わって常時決裁することをいう。
- (3) 代決 事案について、理事長、学長又は専決権限を有する者（以下「決裁権者」という。）が決裁すべき事項について、当該決裁権者が不在のときに一時当該決裁権者に代わって決裁することをいう。

(理事長及び学長の決裁事項)

第3条 理事長が決裁する事項は、別表第1の決裁区分の欄に掲げるとおりとする。

2 学長が決裁する事項は、別表第2の決裁区分の欄に掲げるとおりとする。

(副理事長等の専決事項)

第4条 副理事長等が決裁できる事項は、別表第1及び別表第2の決裁区分に掲げるとおりとする。

(類推による決裁又は専決)

第5条 法令の制定等により新たに理事長の権限となった事項その他特別な事項でこの規程に定めのないものについては、この規程を類推して、決裁し、又は専決するものとする。

(専決の制限)

第6条 専決することができる者は、専決することができる事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 事案の内容が重要であると認められるとき
- (2) 事案について疑義があるとき、又は現に紛争を生じ、若しくは生じるおそれがあると認められるとき
- (3) 事案の処理について特に上司の指示があったとき

(専決の報告)

第7条 専決した者は、当該専決した事項について、特に必要がある場合、その内容を上司に報告しなければならない。

(代決)

第8条 次の表に掲げる決裁権者が不在のときは、同表における代決者が、当該各号に掲げる順序に従い、代決することができる。

決裁権者	代決者
理事長	(1) 副理事長 (2) 当該事務を掌理する理事
副理事長	(1) 当該事務を掌理する理事
事務局長	(1) 事務局次長

事務局次長	(1) 総務課長 (2) 当該事務を掌理する課長又は室長
学長	(1) 事務局長 (2) 当該事務を掌理する学部長又は研究科長 (3) 当該事務を掌理する図書館長、地域研究交流センター長、キャリアサポートセンター長、国際教育研究センター長又は地域人材養成センター長
学部長	(1) 当該事務を掌理する学科長

(代決の制限)

第9条 代決者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、代決することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を指示された場合は、この限りでない。

(1) 第6条第1号から第3号までのいずれかに該当するとき

(2) 緊急に決裁する必要がある事案であると認められるとき

(代決後の手続)

第10条 代決した事項については、遅滞なく後閲を受け、又は報告をしなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、事務の決裁に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年4月24日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。